

住民監査請求監査結果

平成27年8月10日

湯沢市監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	1
5	主張する事実の要旨及び措置要求	2
第 2	要件の審査	2
第 3	監査委員の判断	2
第 4	監査の実施	2
1	請求人の証拠の提出及び陳述	2
2	監査対象事項等	2
第 5	事実関係の確認	3
第 6	監査の結果	3
第 7	市長に対する勧告	3
第 8	監査委員の意見	4

第1 監査の請求

1 請求書の提出日

平成27年6月15日

2 請求者

9人(住所、氏名は省略)

3 請求の内容(※原文のとおり)

1. 請求の要旨

本件は、支払年月日平成26年7月4日、実施日同7月7～8日付で秋田県副知事との面会用務の為に、1泊2日の行程で県庁へと出張した際に支弁された1泊分の宿泊料@9,800円×2名分、日当@1,300円×2名×2日分の計24,800円の支出である。

旅行者は、湯沢市副市長(当時)及び総務企画部総務課秘書室主事●●●●●氏(以下「主事」という)の2名であるが、通常公式の面会用務は副知事の執務時間内(大抵P.M.5:00 まで)に実施されるのが常識であり、その終了時刻を鑑みれば宿泊せずに日帰りとするのが当然であり、標記用務に基づく宿泊料及び日当は全く必要のない旅行経費であったと断ぜられる。

主事が作成した当該用務に係る復命書には「副知事との意見交換会」と記載されており、県庁内で一度面会したのであれば、わざわざ別会場を設けてまで改めて意見交換会を開く必要性はない。しかも、当市庁舎を出発したのはP.M.3:00であるのだが、秋田市までの移動時間を考慮すれば、あまりにも遅過ぎ、わざと宿泊を念頭に置いた時間設定であったようにさえ伺われる。

2. 市の損害

上記記載のとおり、本件支出は最小の経費で最大の効果を得ることを目的とした地方自治法第4条第1項の規定に反し、社会通念上日帰りが相当な用務に対する違法な旅費支給により、市の損害が発生した為、本件用務の為に支弁された24,800円を違法な財務会計行為と認定し、必要な措置を講じるよう勧告せよ。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

事実証明

- ①湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1枚
(支出命令番号 10421 - 10422)
- ②上記に添付された湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令明細書の写し1枚(支出命令番号 10421 -10422)及び湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し1枚(請求日 平成26年6月24日)並びに旅行命令書の写し1枚(命令日 平成26年6月20日)
- ③湯沢市財務規則に基づく精算書の写し2枚(支出命令番号 10421 精算枝番1)(支出命令番号 10422 精算枝番1)
- ④平成26年7月7日から8日までの旅行命令についての復命書の写し 1部(起案者 総務課秘書室主事)
- ⑤湯沢市公用車運行管理規程等に基づく公用車運転日誌の写し 2枚(7月7日、8日 車両番号 秋田501そ175)

5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

平成26年7月7日から8日まで「県庁あいさつ回り、副知事との意見交換会」用務により支出した旅費24,800円(1泊2日 前副市長、秘書室主事)は、用務は執務時間内に実施されるのが常識であり宿泊せずに日帰りとするのが当然でありその経費は必要のない旅行経費であるため違法な財務会計行為と主張し、必要な措置を講ずるよう求めている。

第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、平成27年6月22日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理することとした。

第3 監査委員の判断(地方自治法第242条の要件に係る判断)

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、平成26年7月7日から8日まで「県庁あいさつ回り、副知事との意見交換会」用務により支出した旅費24,800円(1泊2日 前副市長、秘書室主事)は、用務は執務時間内に実施されるのが常識であり宿泊せずに日帰りとするのが当然でありその経費は必要のない旅行経費であるため違法な財務会計行為と主張し、必要な措置を講じることを求めている。

このことについて、慎重に審査した結果地方自治法第242条に基づく要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年7月3日に証拠の提出及び7月6日に陳述の機会を設けたが、出席する旨の連絡がなかったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により次の点の事項について、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

・平成26年7月7日から8日まで「県庁あいさつ回り、副知事との意見交換会」用務により支出した旅費24,800円(1泊2日 前副市長、秘書室主事)について

(2) 監査対象部局

総務部総務課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

職員からの事情聴取によれば、前副市長と総務課秘書室主事は7月7日午後3時に公用車により本市を出発し、県庁到着後、復命書記載のとおり7名の方にあいさつしていることを確認した。午後6時から秋田市内の飲食店で副知事と会費制による意見交換会を行ったことが判明し、内容については、旧湯沢商工高校跡地の利用構想等についての意見交換会であったことを確認(復命書記載)した。

なぜ午後6時から意見交換会をしなければならなかったことについては、山積している様々な課題の正式な協議の前に、信頼関係を構築するために飲食を伴いながらざっくばらんな意見交換を行いたく開催したとのことであった。

第6 監査の結果

合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本請求で請求人は、平成26年7月7日から8日まで「県庁あいさつ回り、副知事との意見交換会」用務により支出した旅費24,800円(1泊2日 前副市長、秘書室主事)は、用務は執務時間内に実施されるのが常識であり宿泊せずに日帰りとするのが当然でありその経費は必要のない旅行経費であるため違法な財務会計行為と主張し、必要な措置を講じることを求めている。

関係職員からの事情聴取等を行った結果、予てより前副市長の出張スケジュールは、執務時間終了後に会費制による意見交換会を行うことを含んでおり、旅費24,800円((宿泊料@9,800円+(日当1,300円×2日))×2人)を支出している。

この件については、旅費(宿泊料)を支出すべきかどうかの判断である。

関係職員からの事情聴取等を行った過程において意見交換会の目的は、山積している様々な課題の正式な協議の前に、信頼関係を構築するために飲食を伴いながらざっくばらんな意見交換を行いたく開催したとのことであるが、意見交換会を執務時間が終了した後に開催しなければならない明確な理由もなく、宿泊しなければならない必然性も認めがたいものである。

従って、意見交換会の飲食代(会費制)を前副市長等は自費で負担し市政発展の為開催した思いは十分理解できるが、旅費(宿泊料)の支出はふさわしくないと言わざるを得ない。

このことにより、日当については湯沢市職員等の旅費に関する条例第16条第2項に基づき宿泊をした場合に限り日当は支給できるが、宿泊がふさわしくないものであるため日当は支給できないものである。その結果、旅費から支出された24,800円が不適切な支出と判断される。

第7 市長に対する勧告

本件請求に係る監査委員の判断は、上記で述べたとおりであるが、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、市長に対して次に掲げる措置を講ずることを勧告する。

1 措置すべき事項

平成26年7月7日から8日まで「県庁あいさつ回り、副知事との意見交換会」用務により支出した旅費24,800円(1泊2日 前副市長、秘書室主事)は不適切なものであ

るので、適切な是正を講ずること。

2 措置期限

平成27年10月10日

上記の措置すべき事項について、地方自治法第242条第9項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置の状況を監査委員あて通知すること。

第8 監査委員の意見

旅費の財源は、公費であることを鑑み、その成果は個人にのみ帰属するものではなく、その活動を通じて市政の発展に資することで市民に還元されるべきものであるが、その支出については、疑念や不信を招かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。